

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 五五三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五五三
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 五五三
- 県営土地改良事業計画を変更した件 五五四
- 道路の区域を変更する件 五五四
- 福島海区漁業調整委員会
○ 漁業法により指示する件 五五五

告 示

福島県告示第七百二十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十六年十二月五日救急病院として認定した。

平成二十六年十二月十二日

名称	所在地	福島県知事	内 堀 雅 雄
北福島医療センター	伊達市箱崎字東三三一	認定有効期限	平成二十九年一月二日
			(地域医療課)

福島県告示第七百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年十二月十二日から平成二十七年一月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 ケーズデンキ福島南本店 福島県福島市太平寺字兒子塚四十三番地六ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 1 騒音の発生に係る事項
- 駐車場収容台数の大幅な増加及び早朝における駐車場利用時間帯の拡大は、発生する騒音の大小にかかわらず周辺住民からの苦情を誘発する可能性が高いので、周辺住民への説明を十分行うとともに、騒音等の苦情が発生した際は速やかに対応すること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年十二月十二日から平成二十七年一月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内 堀 雅 雄
- ザ・ビッグ鎌田店 福島県福島市鎌田字熊ノ前三十二番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年十二月十二日から平成二十七年一月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内 堀 雅 雄
- ザ・ビッグ本宮店 福島県本宮市本宮字万世二百二十四番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、釜ノ前地区に係る県営基幹農道整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十六年十二月十五日から
平成二十七年一月九日まで
(二十六日間)
- 三 縦覧の場所
いわき市役所

(農村計画課)

福島県告示第七百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十六年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 二八八号	田村市船引町船引字南 元町五八番三地从先から 同 市船引町船引字南 元町五八番三地从先まで	変更前	変更後	一九・六 二〇・〇	一三・〇
		変更後	変更後	一八・〇 一九・六	一三・〇

(道路計画課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

平成二十六年十二月十二日

福島海区漁業調整委員会
会長 新妻芳弘

- 一 指示の内容
1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。
- 2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。
- 二 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成二十七年一月一日から同年十二月三十一日までとする。